

事業者の 皆様へ

事業系ごみの適正処理と減量について

目次

- P01. 事業者の責務
- P02. 事業系ごみの区分
- P04. 事業系ごみの処理方法
- P08. 事業系ごみ減量のための
具体的な取り組み
- P10. 事業用大規模建築物の
所有者等の義務
- P12. 循環経済
(サーキュラーエコノミー)に
向けて

1 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において事業者の皆様には、事業系ごみを適正に処理しなければならない責務があることや、事業系ごみの減量に努めなければならないことが規定されています。

事業者処理責任

1. 自己処理責任

事業者の皆様は、事業活動に伴って生じた事業系ごみを、自ら処理施設に運搬するか、又は廃棄物処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

適正な処理とは、法令で定められた基準(委託基準、処理基準等)に従って処理をすることです。もし、処理を委託した廃棄物収集運搬業者が不適正な処理をした場合、処理を委託した者も責任を問われることがあります。

2. ごみの減量

事業者の皆様は、物の製造・加工・販売等に際して、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを行うことにより、ごみの減量に努めなければなりません。また、物の製造、加工、販売に際して、その製品、容器等がごみになった際に、適正処理が困難にならないようにしなければなりません。

3. 国や自治体の施策への協力

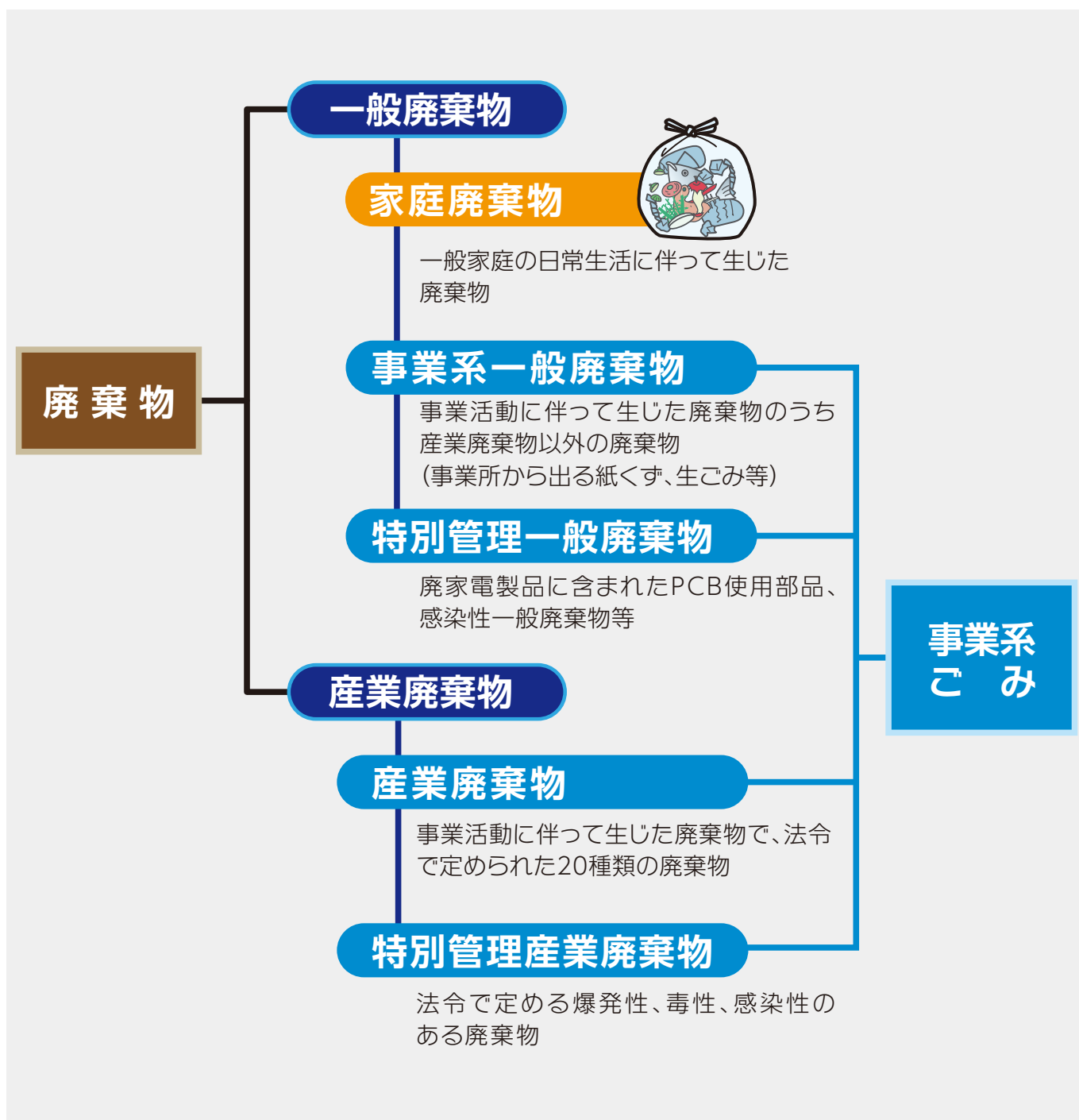
事業者の皆様は、事業系ごみの適正な処理の確保や事業系ごみの減量に関し、国や自治体の施策へ協力しなければなりません。

2 事業系ごみの区分

事業系ごみとは

商店、飲食店、会社、工場などから排出される廃棄物は、事業系ごみです。営利を目的とするものだけでなく病院、学校、官公署、自治会など非営利の事業所や団体から発生したものも含まれます。

事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物と産業廃棄物は、処理ルートが異なりますので、事業系ごみを排出する前に正しく分別することが必要です。



産業廃棄物【法律で定められた20種類】

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃え殻	石炭から、焼却灰の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	2. 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥※、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など ※「ビルピット汚泥」は、し尿を含むものを除きます。
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック類	ペットボトル、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7. ゴムくず	天然ゴムくず
	8. 金属くず	空き缶、ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研摩くず、切削くずなど
	9. ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	空きびん、ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くず、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくずなど
	10. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭粉炭かすなど
	11. がれき類	工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13. 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	14. 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ⑤貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)
	15. 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの (羊毛くず等の天然繊維くず) ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの
	16. 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなどを含む
	17. 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18. 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19. 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20. 1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの		

3 事業系ごみの処理方法

事業系ごみを処理する方法としては、次の方法があります。

1. 自己処理

事業者自らが処理施設へ運搬して処理することをいいます。

2. 委託処理

一般廃棄物は一般廃棄物処理業者へ、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へそれぞれ委託して処理することをいいます。

委託をする場合には、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれ委託基準(ルール)が法令で定められています。それぞれルールを守って委託をしてください。

1. 一般廃棄物の処理を委託する際の注意点

- 一般廃棄物処理業の許可を持っている業者に委託してください。
無許可業者への委託は法律で禁止されています。
- 一般廃棄物の処理手数料は法令で上限が定められています。



ごみとして処理する前に、資源としてリサイクルしましょう。事業活動に伴い発生するごみの大部分は資源としてリサイクルが可能です。例えば、古紙はリサイクル業者を通じてトイレットペーパーや新聞紙に、生ごみは堆肥工場などへ持ち込むことで肥料などに生まれ変わります。

一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト)を使用してください

一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト)とは、廃棄物の種類、量、排出場所を記載する複写式の伝票です。使用することによって、廃棄物の種類や量を把握することができ、減量・リサイクルの促進となります。また廃棄物の処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正処理を防止することができます。

事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合、**1日平均100kg以上又は臨時に排出する事業者は、作成を義務付けられています。**

不明な点は、管轄の清掃事務所へお問い合わせください。

一般廃棄物のマニフェストは四枚綴りの複写伝票です。

The image displays four copies of the General Waste Manifest (一般廃棄物管理票) forms, each with a different color and section highlighted:

- A票 (Green):** 排出事業者 (Disposer) section, including company name, address, and waste details.
- B票 (Orange):** 収集運搬業者 (Collector/Transporter) section, including company name, address, and waste details.
- C票 (Pink):** 清掃工場 (Waste Treatment Plant) section, including company name, address, and waste details.
- D票 (Blue):** 排出事業者 (Disposer) section, including company name, address, and waste details.

廃棄物を排出する際に
排出事業者が記載するA票

収集運搬業者が保管する
B票

清掃工場が保管する
C票

清掃工場での処理が終わって
から排出事業者に返却される
D票

排出事業者

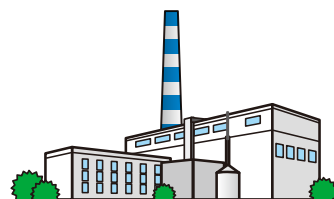
収集運搬業者

清掃工場

A票 排出時の控え

B票 運搬時の控え

C票 処理時の控え



D票 収集運搬終了

運搬終了

受付終了

一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト)は5年間保管しなければなりません。

一般廃棄物処理業者の紹介は次のところで行っています。

●東京廃棄物事業協同組合 電話 03(3232)6249

事業系古紙でお困りのときは、下記までお問い合わせください。

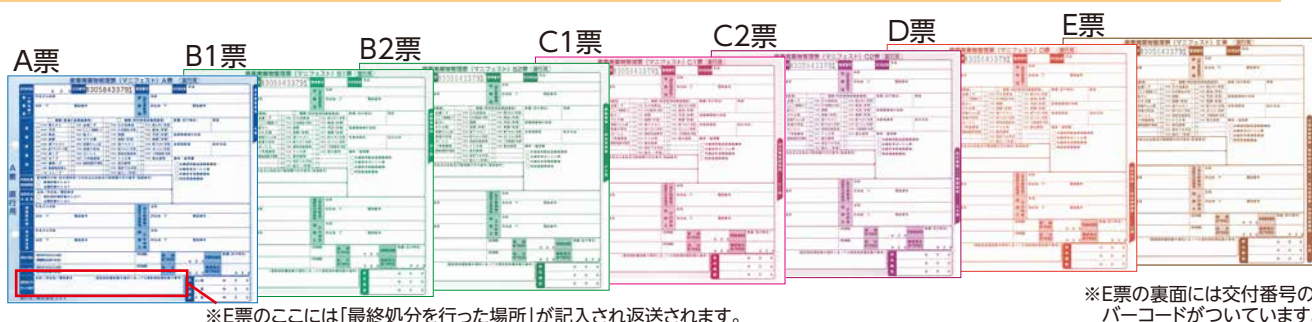
●江戸川資源リサイクル事業協同組合 電話 03(5607)2131

2. 産業廃棄物の処理を委託する際の注意点



- 委託しようとしている産業廃棄物を事業の範囲にしている収集運搬業者又は処分業者に委託しなければなりません。
- 法律で定められた内容の契約書で契約しなければなりません。
- 契約書は5年間保管しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)を使用してください



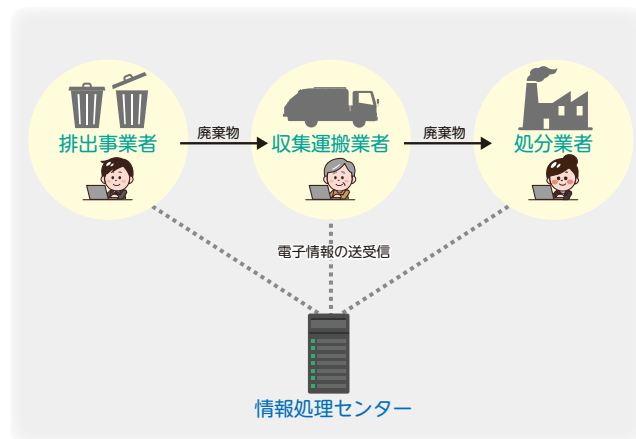
産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、排出量に関わらず、種類ごと、処分先ごとに産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)を交付しなければなりません。

産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)は5年間保管しなければなりません。

電子マニフェスト制度について

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

紙の削減や事務処理の効率化にも繋がりますので、契約している廃棄物処理業者と下記（公財）日本産業廃棄物処理振興センターにお問い合わせください。



産業廃棄物の処理委託に関する問い合わせ先

●産業廃棄物の規制・指導に関すること

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 電話 03(5388)3586

●産業廃棄物処理業者の紹介・汎用マニフェストの販売

（一社）東京都産業資源循環協会 電話 03(5283)5455

●電子マニフェストに関すること

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター 電話 03(5807)5911

産業廃棄物の処理に関する詳細

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページに掲載してあります。

URL <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/index.html>



事業系廃棄物について

江戸川区ホームページでも掲載しています。

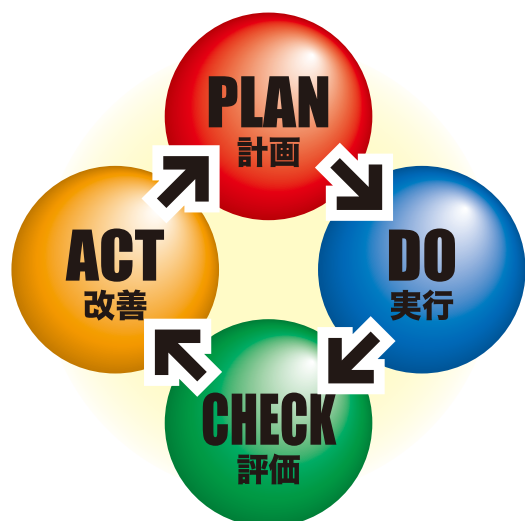
こちらでも事業所のごみを処理する際の参考にしてください。

●江戸川区のごみ・リサイクル情報について

URL https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kurashi/gomi_recycle/index.html



ごみ減量にはPDCAサイクルに沿って 取り組みましょう



PLAN
計画

現状把握・目標設定

事業系ごみの減量には、まず現状を知ることが重要です。事業所から出るごみの種類と量を把握することにより、ごみの現状が分かり、それぞれのごみをどのように、どれだけ減らせばいいのか目標を定めることができます。

- マニフェストや廃棄物処理業者からの報告書、自ら計量して確認
- リサイクルできる品目、分別方法の確認
- 目標の設定
- 再利用計画書の作成

DO
実行

実行

Reduce リデュース ごみになるものを減らすこと

- ◆ 使い捨て製品(紙コップ・紙タオル・弁当容器等)の使用を見直します。
- ◆ 文具等は長く使用できるものにし、購入数量を見直します。
- ◆ 紙の使用量を把握し、使用方法を見直します。
 - ・両面印刷の推進
 - ・ミスコピー紙の裏面をメモ用紙やファックス受信用紙等への利用
 - ・連絡手段をFAXから電子メールに変更する等、ペーパーレス化を推進
 - ・文書の回覧化、ファイリングシステム等により書類の共有化、一元化を推進

Reuse リユース 使い終わったものを捨てないで 繰り返し使うこと

- ◆ 配送等に使う容器を繰り返し使えるものにします。
- ◆ 修理できるものは修理して、長く使うようにします。
- ◆ 一時的に必要なものはレンタル商品を利用します。
- ◆ 紙コップ、割りばしの使用を見直し、繰り返し使えるものを使用します。

Recycle リサイクル もう一度資源として生かして使うこと

- ◆ 資源は分別を徹底し、リサイクル業者に出します。(段ボール・新聞紙・雑誌・びん・缶・ペットボトル・シュレッダー屑等はリサイクルすることができます。)
- ◆ 分別容器やリサイクルボックスには、一目でわかる表示等の工夫をします。

再生品を利用しましょう

資源から作った再生品を使わなければ、リサイクルの輪はできません。再生品の目印の付いている製品を可能な限り購入し、利用するようにします。再生品の目印として次のものがあります。

 エコマーク 環境への負荷が少ない製品に表示されています。	 PETボトルリサイクル推奨マーク PETボトルをリサイクルした製品に表示されています。
 グリーンマーク 古紙を再生利用した製品に表示されています。	 再生紙使用マーク 再生紙を使用した製品についています。 数字は古紙配合率を表しています。

生ごみのリサイクル

食品関連事業者には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)において再生利用等の実施にかかる責務などが規定されています。リサイクルできる生ごみは肥料や飼料、メタンなどにリサイクルします。

CHECK
評価

評価

- 排出状況の確認
- 廃棄量、リサイクル率などの確認

ごみの排出の状況を定期的に確認し、設定した目標の達成に向け、具体的な取り組みが適切に行えているか検証します。また、廃棄量、リサイクル率などを確認し、目標に対する進捗管理を行います。

ACT
改善

見直し

- 目標の再設定
- 行動の加速、修正など

「評価」を行った結果、必要に応じて目標の再設定を行います。また、「行動」の取り組みの更なる推進や修正等も必要に応じて行います。

これらを繰り返し、PDCAサイクルをうまく回すように心がけましょう。

5 事業用大規模建築物の所有者等の義務

江戸川区では「江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第18条に、事業用大規模建築物(延床面積が1,000㎡以上の建物)の所有者等の義務を以下のように定めています。

- 所有者は、再利用の促進等により「**事業系廃棄物**」を減量します。
- 所有者は、「**廃棄物管理責任者**」を選任し、「**再利用計画書**」を提出します。
『廃棄物管理責任者選任届』→選任後30日以内に提出
『再利用計画書・リサイクルフロー図』→毎年5月31日までに提出
- 事業用大規模建築物の新築及び増改築する場合は、再利用の対象となるものの保管場所とごみの保管場所を設置します。



下記URLよりダウンロードできます。

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e025/kurashi/gomi_recycle/jigyogomi/kensetsubutsu/daikibo.html

義務違反があるときには、次のような措置を取ります。

(江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例)

- 改善の勧告をします。(第19条)
- 勧告後、改善がなければ『公表』をします。(第20条)
- 公表後、改善がなければ、ごみの『収集運搬拒否』及び『搬入拒否』をします。(第21条)

ご注意ください



再利用計画書の提出

再利用計画書の提出をお願いします

事業用大規模建築物の所有者は、「事業用建築物における再利用計画書」の作成及び提出が義務付けられています。

所有者の皆様には、建築物における各年度ごとに減量目標、減量計画を策定した再利用計画書を提出していただき、廃棄物管理責任者を中心として事業系廃棄物の減量に取り組んでいただきますようお願いいたします。



廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、事業系ごみの適正処理と減量を推進するリーダーです。資格要件などはありません。全てを廃棄物管理責任者一人で進めることはできません。建物全体で一体的な取り組みができるよう体制を作ることが大切です。主な業務内容は次のとおりです。

廃棄物発生量等の把握

事業系ごみの実態を確認することがまず大切です。廃棄物処理業者任せにすることなく、自ら計量するなどして事業系ごみの量や分別の状況などの実態を確認します。

適正処理の確認

委託している廃棄物処理業者との契約書や許可証、マニフェストなどの書類を保管し、事業系ごみが適正に処理されていることを確認します。

廃棄物減量の推進

リデュース、リユース、リサイクルの優先順位に基づき、事業系ごみの減量を推進します。

テナントや従業員等への指導

社内ミーティングやテナント会議などで、事業系ごみの適正処理や減量について、助言や指導を行います。

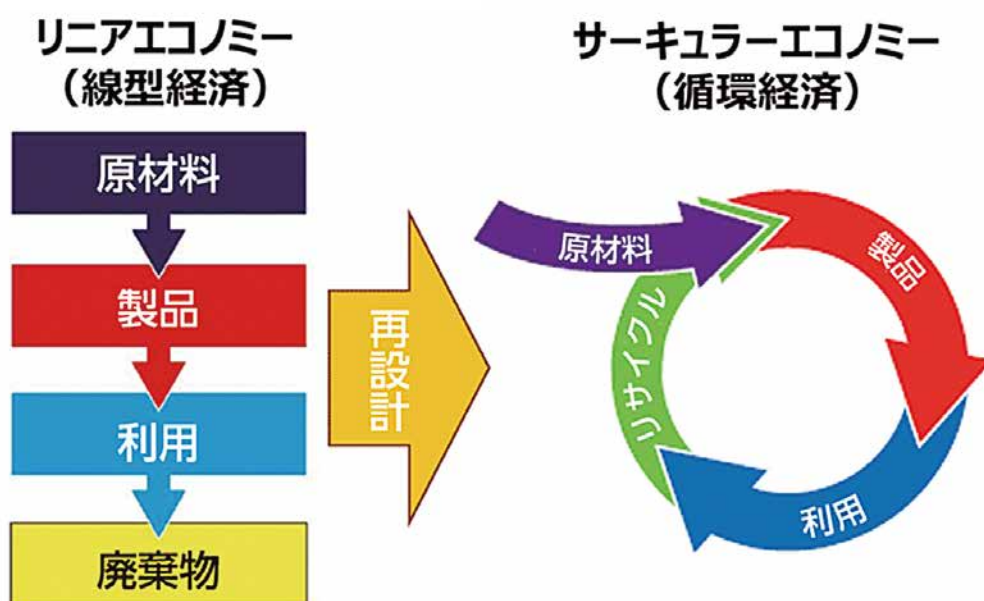
廃棄物管理責任者講習会の受講

廃棄物管理責任者は基本的に3年ごとに受講する必要があります。区から通知が届いたら忘れずに受講し、必要な知識の習得に努めます。

循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動(リニアエコノミー)から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



出典:環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/html/hj21010202.html> を一部編集

また、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)が施行されました。プラスチックの資源循環に向けては、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある、全ての事業者、自治体、消費者の皆様が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」に取り組むことが重要です。

詳しくは環境省ホームページ

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro> をご覧ください。



**江戸川区内の事業者の皆様には、ごみの減量、さらには
そもそもごみを発生させないための取り組みを行うようお願いいたします。**

問い合わせ先	小岩清掃事務所	東小岩1-7-7	電話	03-3673-2551
	葛西清掃事務所	臨海町4-1-2	電話	03-3687-3896
	小松川清掃分室	平井1-8-8	電話	03-3684-6060

2023年9月1日作成